

令和元年度日立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて

令和元年度日立市水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のと  
おり処分するものとする。

令和 2 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

未処分利益剰余金処分額	7 0 3 , 5 4 4 , 8 9 6 円
減債積立金	1 8 0 , 1 2 7 , 0 5 9 円
建設改良積立金	1 2 0 , 0 8 4 , 7 0 6 円
資本金	4 0 3 , 3 3 3 , 1 3 1 円

(提案説明)

未処分利益剰余金を処分するに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。